**社会保険諸法令関係事務従事期間申立書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **申込者氏名** | 裁決　太郎 | | **生年月日** | S  H | 40 | 年 | 11 | 月 | 11 | 日 |
| **従事期間（和暦）**  自年月～至年月  (従事年月数) | **勤　務　先** | **所属部署** | **従 事 し た 事 務 内 容**  （箇条書きで具体的に記載） | | | | | | | |
| （国の機関において従事した例）  S59.4～S62.3  （3年）  S62.4～H2.3  （3年）  H2.4～H5.3  （3年）  H12.10～H14.9  （2年）  H14.10～H17.3  （2年6月）  H17.4～H20.3  （3年）  合計  16年6ヶ月  （民間企業の例）  H17.4～R2.3  （15年） | 社会保険庁  社会保険庁  社会保険庁  厚生省  厚生労働省  厚生労働省  株式会社○○ | ○○部○○課○○係  ○○部○○課○○係  ○○部○○課○○係  ○○局○○課○○係  ○○局○○課○○係  ○○局○○課○○係  総務部総務課 | 厚生年金保険の裁定業務  厚生年金保険に係るシステム開発業務  政府管掌健康保険における医療費適正化に係る業務  国民健康保険法に基づく保健事業等に係る交付金業務  健康保険法、国民健康保険法に基づく保険医療機関に対する指導監査業務  社会保険審査官業務  健康保険、厚生年金保険の被保険者資格取得届・喪失届の作成 | | | | | | | |

（注）記載にあたっては裏面の留意事項を参考にしてください。

**「社会保険諸法令関係事務従事期間申立書」の記載にあたっての留意事項**

１　社会保険諸法令関係事務に従事した期間のみ記載すること。

〔従事した事務の具体的内容の記載例〕

・健康保険、厚生年金保険の被保険者資格取得届・喪失届に関する事務

　・健康保険、厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届・月額変更届に関する事務

　※　給与計算事務は、社会保険諸法令関係事務に該当しません。また、休職期間は、従事期間に含まれません。

２　従事した期間には、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法に基づく事務の他、船員保険、国民健康保険、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、共済組合に関する事務に従事した期間も含む。

３　契約締結後、虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除することがあります。